

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 公 告 保母試験の合格者(児童家庭課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条

の規定により告示する。

平成元年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松 尾 聡	鳥医第三、九九〇号	平成元年七月六日
植 田 浩 志	鳥齒第五五五号	平成元年七月十四日
辻 恭 子	鳥薬第七〇九号	〃
八 木 正 樹	鳥医第三、九九一号	〃
麓 佳 良	鳥医第三、九九二号	平成元年八月二日

### 鳥取県告示第九百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)出上地区農業用排水)を平成元年九月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
若桜町	団体営は場整備事業糸白見地区ほ場整備	平成元年三月二十四日
"	地域農政整備事業奥屋堂羅地区 "	昭和五十七年三月二十五日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業長砂地区 "	昭和五十七年八月四日
"	新農業構造改善事業赤松地区 "	昭和五十六年三月二十日
"	地区再編農業構造改善事業上高野地区 "	昭和五十八年三月二十日

鳥取県告示第九百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成元年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市熊党字高砂

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成三丁目九―二九―一〇五

繪原操夫

鳥取県告示第九百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成元年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年七月二十五日 鳥取県指令受都計三―二第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市三軒屋町字島屋西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市財ノ木町一〇一一一

木村敏夫

公 告

平成元年8月7日から同月10日までの間に実施した保母試験の合格者は  
次のとおりである。

平成元年9月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

飛田晃江	守山智子	皆川裕美
小塩由理子	谷尻てるみ	小南博いづみ
鍋谷志保里	荒木順祥美子	尾田恭貴枝里子
田中道子	萩原達祥美子	曾田永貴枝里子
長松由美子	安野本橋和恵子	木松白
後藤由希子	藤川佳代子	永谷博
細川幸恵	田幸恵	谷博
福		